

表3 調査区層化基準(第二種事業所)

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所数が1以上
2		その他
3	卸売業, 小売業及び宿泊業, 飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究, 専門・技術サービス業, 生活関連サービス業, 娯楽業, 教育, 学習支援業, 医療, 福祉, 複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

- (注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。
 2) 複数の層の条件に該当する場合は、番号の少ない層に分類されるものとする。